

イベント広場等運用基準

平成29年7月12日

(趣旨)

第1条 この運用基準は、道の駅しょうなん（柏市都市農業センター）のイベント広場及びオープンスペース（以下「イベント広場等」という）の使用運用に関し、必要な事項を定める。

(許可基準)

第2条 イベント広場等の使用目的が道の駅しょうなんの設置目的である地域振興または農業振興に沿う内容（商品・サービス・接客を含む）であること。

2 道の駅しょうなんの賑わいを喚起するものとして、株式会社道の駅しょうなん（以下「指定管理者」という）が主催・共催または認めたもの。

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、申請者、申請内容、イベント等が第2条に規定する許可基準に照らして適正であるか審査し、適正である場合イベント広場等の使用を許可する。

2 使用申請を行う場合は、申込みに係る書類一式を指定管理者に提出し、使用許可を受けなければならない。

(予約及び申込み)

第4条 イベント広場等の有効利用を図るため、柏市及び柏市教育委員会またはこれに準ずる公共・公益団体等がイベント広場等の使用の許可を受けようとする場合は、使用月の6箇月前の1日から予約及び申込みができるものとし、その優先順位は次のとおりとする。

(1) 柏市及び柏市教育委員会

(2) 柏市または柏市教育委員会に関連する公共・公益性のある団体で、指定管理者が認めたもの

2 第1項に規定する団体以外で指定管理者が認めた団体及び個人、並びにサポート会員（以下「団体等」という）は、使用月の2箇月前の1日から1団体等につき5日までを限度とし、予約及び申込みができるものとする。ただし、使用日の1箇月前に空きがある場合は、日数の制限を超えて申込みできるものとする。

3 第1項、第2項の規定にかかわらず、指定管理者が主催する創業祭、収穫祭等のイベントがある場合には、すべての予約に優先するものとする。

4 事前予約した団体等は、使用日の2週間前までにイベント広場等使用申請書（様式1）を指定管理者に提出するものとする。

- 5 飲食物を販売する場合は、食品衛生責任者証と千葉県の食品営業許可証の写しを添付すること。(初回申請時のみ)
- 6 道の駅しょうなん所属テナントと現取引関係にある納品業者については所属テナントが申込みを代行することができる。

(使用時間の区分)

第5条 イベント広場等の使用時間区分は、次のとおりとする。

区分	午前	午後	1日
時間	午前8時から 午後1時まで	午後1時から 午後6時まで	午前8時から 午後6時まで

- 2 イベント広場等への搬入及び撤収・原状回復は、使用時間区分内に行なうものとする。

(使用料)

第6条 イベント広場使用に伴う区画使用料として、1日当たりの売上高(税込額)に15%を乗じた金額を支払うものとする。その金額が以下に定める金額(以下、「最低保証料」という)に満たない場合、または物品等の販売がない場合は、最低保証料額を支払うものとする。また、備品などの使用料は別途支払うものとする。なお、当日の販売商品、販売単価、販売個数及び当日の売上高を売上台帳(様式は問わない)に記録し、使用終了時刻の30分前までに指定管理者に提出すること。

(1) 最低保証料

平日

種別	午前	午後	1日	備考
テント1区画分 (~3m×4.5m)	2,000円	2,000円	4,000円	
テント1区画分 (~3m×3m)	1,000円	1,000円	2,000円	

土日祝日(GW、お盆、年末年始を含む)

種別	午前	午後	1日	備考
テント1区画分 (~3m×4.5m)	3,000円	3,000円	6,000円	
テント1区画分 (~3m×3m)	1,500円	1,500円	3,000円	

(2) 備品など使用料

種別	午前	午後	1日	備考
テント使用料 (~3m×4.5m)	2,000円	2,000円	4,000円	
テント使用料 (~3m×3m)	1,000円	1,000円	2,000円	
水道使用料	250円	250円	500円	

電気使用料	300円	300円	600円	
長机	300円	300円	600円	1台につき
マイク・アンプ等	2,000円	2,000円	4,000円	セットで

※使用の際には在庫状況を確認・相談の上決定とする

(3) 体験・活動会場としての使用料（参加費がある場合1回につき）

参加者数	使用料	備考
1～20人	1,000円	
21～50人	2,000円	
51～100人	5,000円	
101人～	10,000円	駐車スペース等の調整を含め事前相談が必要

※参加費が発生しない場合でも、会場の調整の為申請書の提出をすること

- 2 使用料は使用許可日から使用後1週間以内に支払うものとする。それにかかる手数料は使用者の負担とする。なお、使用料はすべて税込額とする。

(現状復旧)

第7条 使用にあたっては、施設の破損及び汚染のないよう充分注意するものとする。
 なお、施設の破損または汚染があった場合には、現状復旧に要する費用を使用者が負担するものとする。

(許可の取消し)

第8条 使用の許可を受けた時間開始後、1時間以内に使用する旨の連絡がない場合は、使用許可を取り消すものとする。

- 2 イベント広場等の使用目的が道の駅しょうなんの設置目的である地域振興または農業振興に沿わない内容（商品・サービス・接客を含む）である場合は、使用許可を取り消すものとする。

(キャンセルについて)

第9条 使用許可後、使用者の都合で予約を取消す場合は、次に定めるキャンセル料を支払うものとする。

8日前まで	7日～2日前まで	前日・当日
無料	最低保証料の半額	最低保証料

- 2 使用許可を受けた時間前に、天候不順や災害、またはその他の理由で広場の使用が困難と指定管理者が判断した場合のキャンセル料は発生しないものとする。

(使用料の返金)

第10条 第8条の規定に基づき使用許可の取消しを行った場合は、使用料は返金しないものとする。また、使用者の都合による使用中止の場合も使用料の返金は行わない。

- 2 使用料の返金については、使用区分が午前または午後の場合には、使用時間開始後2時間、1日にあっては4時間を経過しない時点で、イベント広場の使用許可を受けた者が災害その他その者の責めに帰することができない理由（天候不順を含む）により使用を中止した場合で、これを指定管理者が認めたときは、使用料の半額を返金する。
- 3 前項の規定により使用料の返金を受けようとする者は、イベント広場使用料返金申請書（様式2）に領収書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第11条 使用料の減免の取り扱いは、次のとおりとする。

（1）100パーセント減免の取扱いをするものは、次のとおりとする。

- ア 国が主催または共催するイベント
- イ 千葉県が主催または共催するイベント
- ウ 柏市が主催または共催するイベント
- エ 道の駅しょうなんの賑わいを喚起するものとして、指定管理者が主催・共催または認めたイベント
- オ 国、千葉県または柏市、道の駅しょうなんが関連する協議会が主催・共催または後援する事業
- カ 体験・活動会場として用いる場合で、参加費を求めないイベント

（2）指定管理者が特に必要と認めて、減免の取扱いをするものは次のとおりである。

- ア 地元農業生産者が主催または共催するイベントは「（1）最低保証料」及び「（2）備品など使用料」を100%減免し、物販がある場合は1日当たりの売上高（税込額）に10%を乗じた金額を支払うものとする。
- イ 指定管理者が主催または共催するイベントは「（1）最低保証料」及び「（2）備品など使用料」を100%減免し、物販がある場合に支払う売上高（税込額）に掛かるパーセンテージを指定管理者が変更できるものとする。
- ウ 道の駅しょうなん所属テナントによる拡大出店は、売上を該当日のテナント売上の一部として扱う事を条件とし、「（1）最低保証料」、「（2）備品など使用料」を100%減免する。

（使用の禁止または制限）

第12条 第8条に規定するもののほか、天候不順により施設の安全対策が必要な場合、使用の禁止または制限をする場合がある。

- 2 お客様や他のイベント広場等使用者に迷惑が及ぶ行為があった場合、あるいは本規約や指定管理者の指示に従わない等の行為があった場合、また第2条の許可基準に定めるものに反すると判断した場合は即退場とし、その場合の使用料は返金しない。それにより生じた一切の損失を指定管理者は補填しない。また、以後の使用を許可しないものとする。

- 3 法令やマナーに反する全ての行為を禁止する。また、お客様との取引上発生する問題に対しては、使用者の責任において解決すること。
- 4 イベント広場等で音を出す行為を行う場合、制限が発生する場合があるため、事前に相談すること。

(損害賠償の免責)

第 13 条 指定管理者はイベント広場等使用中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損及び車両事故、火災、自然災害等による損害賠償の責は一切負わない。また、使用者及びその従業員の不注意などによって生じた人に対する傷害などの損害についても、損害賠償の責任は一切負わない。

(物品・サービスの責任)

第 14 条 使用者は必ず食品衛生許可申請などの必要な措置をとり、使用者によって提供された物品・サービス及びそれに伴う一切の責任は使用者が負うものとする。道の駅しょうなんの会場設備に関する責任については指定管理者が負うものとする。

付 則

この基準は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 30 年 8 月 15 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。